第2節

主要国の国防政策と国際社会の安定化への対応など

1 米国の国防政策

(1)安全保障政策と国防政策

米国は永く、2つの海洋に隔てられた大陸国家として、国土が直接の戦場とならないことを前提とした国防政策をとってきたが、2001(平成13)年9月の同時多発テロが示すように、もはや地理的条件によって直接攻撃から免れるわけではないことを認識し、本土防衛を国防の最優先事項とするとともに、海外においても米国の安全と行動の自由の確保、国益を重視する現実主義的な姿勢を示している。他方、テロとの闘いにおいて各国に支持と協力を求め、歴史上最も広範な対テロの国際的連帯の形成に努めるなど、同盟国・友好国との間におけるコアリション(連合)の形成を重視する姿勢を示している。

こうした姿勢を反映した安全保障政策、国防政策として01(同13)年10月の「4年毎の国防計画の見直し」(QDR) 昨年1月の「核態勢の見直し」(NPR)に続いて、昨年Quadrennial Defense Review Nuclear Posture Review 8月には2002年国防報告、9月には国家安全保障戦略を公表している。

ア 安全保障環境認識

国家安全保障戦略においては、テロリストによる攻撃と大量破壊兵器の拡散を最大の 脅威としてとらえている。

大量破壊兵器については、冷戦期の 大量破壊兵器による脅威は、抑止の対 象であり、相互確証破壊理論)を生ん だが、冷戦の終結によってその安全保 障環境は根本的に変化し、対決から協 調へ移行したことにより、対テロ活動 やミサイル防衛といった分野でかつて の敵であったロシアと協力できる環境 になったとする一方で、ならず者国家



ラムズフェルド国防長官 [Department of Defense]

やテロリストによる致命的な脅威が現出したとしている。

国家安全保障戦略において、ならず者国家は、

- ・国民を残忍に扱い、資源を支配者の個人的な利益のために浪費する。
- ・国際法を無視し、近隣諸国を脅かし、躊躇なく国際条約に違反する。
- ・威嚇や攻撃により自らの意図を実現するために、大量破壊兵器の獲得を決意している。
- ・世界中でテロを支援している。
- ・基本的な人間的価値を否定し、米国及び米国が擁護するものすべてを憎悪する。

という特徴を有することを指摘し、こうしたならず者国家やテロリストと大量破壊兵器 が結びつくことについて、以下のように具体的な危険性を指摘している。

- ・報復の脅威にのみ依拠した抑止は、国民の生命や国富を賭けて、積極的に危険を冒す ならず者国家の指導者たちに対しては機能しにくい。
- ・冷戦期においては、大量破壊兵器は使用した者自身の破滅の危険を招く最後の手段と 考えられていたが、ならず者国家にとっては、大量破壊兵器は威嚇や攻撃の手段とし

)一般に敵対する両国が相 手国の核による第一撃を受け た後でも十分に生き残り、か つ、相手国に対して耐え難い 被害を与え得る核の第二撃能 力を確保することにより、お 互いに相手国の核攻撃を抑止 するという考え方。 て選択しうる兵器であり、近隣諸国に対する侵略や恫喝の手段である。

- ・無差別の破壊と市民を標的にする戦術をとり、殉教を求め、国家を持たないことを防御の手段とするテロリストに対しては、伝統的な抑止の概念は機能しない。
- ・テロ支援国家と大量破壊兵器を求める国家が互いに重なっている。

このようなテロリストやならず者国家は、米国に対して圧倒的に劣る通常戦力により 攻撃を加えることはなく、警告なく、テロや大量破壊兵器による攻撃を行うこととなる としている。

イ 大量破壊兵器の脅威などに対する安全保障戦略

国家安全保障戦略においては、大量破壊兵器とテロがもたらす脅威に対しては、時として先制することも必要との姿勢を打ち出し、伝統的な切迫した脅威の概念を、今日的な敵の能力と目的に合致させなくてはならず、また、脅威が大きいほど、これに対して行動しない危険は大きく、たとえ、敵の攻撃がいつどこでなされるかということについて多少不確実性が残ったとしても、防衛のため予防的な措置をとる緊急性が増すとしている。

そして、上述のような抑止の機能しない、大量破壊兵器の入手を目指すテロ組織とテロ支援国家への対応として、敵対的な行動の機先を制し、また予防するため、米国は、必要に応じて先制的に行動するとしている。この場合でも、米国は、出現しつつある脅威に先制する場合のすべてにおいて武力を行使するわけではなく、先制が侵略の口実として使用されてはならないとしている。

米国はこうした先制的な行動のために以下の3点を行うとしている。

脅威の発生について正確で時宜にかなった情報収集のための統合された情報収集能力の構築 ⁾

最も危険な脅威についての評価を共有するための同盟国との緊密な協力

圧倒的な勝利の獲得を目的として迅速で精密な作戦を遂行する能力を確保するため の軍の変革の継続

他方、国家安全保障戦略においては、世界の貧困の中に生活する人々を開発の輪の中に取り込むことが、米国の国際政策の最優先事項の一つであるとし、米国や他の先進国

は、10年以内に、現在世界で最も貧しい地域の経済力の水準を倍増させるという目標を設定すべきであるなどとしている。

ウ 国土安全保障

同時多発テロにより、米国本土がテロに対して 能弱であることを認識した米国は、01(同13)年 10月に国土安全保障局を創設し、国土安全保障に ついて政府関係機関の調整に当たらせてきたが、米 国土の安全確保と米国民の保護という最優先かつ危 急の任務を有する単一の常設省として国土安全保障 省〉を設立した。

また、昨年7月に発表された国土安全保障のための国家戦略において、国土安全保障の戦略目的として以下の3点が挙げられている。

米国内におけるテロ攻撃の防止

)昨年10月、ライス安全 保障担当大統領補佐官は「先 制のアプローチは慎重に扱わ なければならない」と述べて いる。

)ブッシュ大統領が本年1 月の一般教書演説において設立すること明らかにしていた、 FBI、CIA、国土安全保障省、 国防省が連携してテロリスト 同でする所成分析を実施する テロリスト脅威統合センター が本年5月に設置された。

)同時多発テロ前には、 100に及ぶ政府機関が国土安 全保障に何らかの形でかかわ りながら、最終的な責任を負 う機関がなかったと言われて いる。

)沿岸警備隊、移民帰化局 など22の機関を統合し、人 員規模約17万人。 テロに対する脆弱性の低減

攻撃が発生した場合における被害の最小化と復旧

工 国防政策

QDRと国防報告においては、米国の国防政策の目標として、 同盟国・友好国に米国のコミットメントを保証する、 敵に将来の軍事的競争を思いとどまらせる、 前方展開戦力により、敵の脅威や威圧を抑止する、 抑止が崩れた場合においては、いかなる敵も決定的に打破すること、が挙げられている。

また、前政権までの「脅威ベース」の戦略から、「能力ベース」の戦略へと考え方を転換し、ほぼ同時に生起する2つの大規模戦域戦争(湾岸地域と朝鮮半島での事態を念頭に置いている。)において敵を決定的に打破できる戦力を維持するという前政権までのアプローチは、2つの特定の紛争に対して過大な備えとなる一方で、予測できない脅威に対する備えが不十分となるとして放棄し、次の4つの目的のために戦力を構成することとしている。

- ・米国の国土を防衛する。
- ・4つの重要な地域(欧州、北東アジア、東アジア沿岸部、中東・南西アジア)において 前方抑止する。
- ・同時に2つの戦域において敵を迅速に打破し、うち1つの戦域においては、敵を決定的に打破する。
- ・限定的な数の小規模緊急事態に対処する。

オ 海外展開

国家安全保障戦略においては、海外における米軍のプレゼンスは、米国の同盟国と友好国に対する最も深いコミットメントの象徴であり、防衛のために軍事力を使用するという意志を通して、自由を擁護する力の均衡を維持するという米国の決意を示すとしている。

QDRは、米軍の前方展開戦力を維持するとともに、その能力を強化する必要があるとし、前方展開戦力の数のみでなく能力を重視する姿勢を示している。また、中東から北東アジアにかけての不安定の弧に沿う特にベンガル湾から日本海にかけての地域には、強大な資源基盤を有する軍事的競争相手が出現する可能性があるほか、大量破壊兵器を取得する可能性を有する国などが存在するにもかかわらず、米軍基地の密度は他の重要地域よりも少なく、地域の施設に対するアクセスもより少ない程度にしか保証されていないため、米軍によるアクセスを強化する必要があるとしている。

米国は、現在、 米軍が長射程、高精度の目標捕捉について新たな能力を獲得したこと、 情報の収集・管理体制の向上により、統合作戦における能力が向上したこと、 脅威が予測できない世界に適応するため、軍が長距離を迅速に移動する機動力と暫定的 な前方展開基地を使用する能力を必要としていること 、などを背景として、世界的に 米軍の展開態勢を見直しており、よりグローバルな脅威に迅速に対処できるような展開 が可能となるよう再配置の検討を進めているところとみられる。

カ 軍の変革

米国防省は、前述のような21世紀の安全保障環境において、国防を全うするためには、軍の変革(transformation)が必要であるとし、国防報告において次の6つの目標を掲げている。

作戦に必要な重要拠点(米本土、海外基地、友好国・同盟国)の防衛と、大量破壊

)米国の脅威がいつどこで 出現するかは、現下の安全保障環境では予測困難であるが、敵がどのような能力を用いて米国を攻撃するかは予測可能であることから、「能力ベース」の戦略では、敵の能力に対処するために、どのような能力が必要かに焦点を当てる。

) ウルフォウィッツ国防副 長官(2003.6.2) による。

) ラムズフェルド国防長官は、昨年1月、この軍の変革について演説し、「軍事における革命(RMA)とは、新しいハイテク兵器の構築のみならず、それ以上の、新しい、思考方法、新しい戦闘方法のことでもある。」と述べている。

) 指揮・統制・诵信・コン ピュータ・情報・監視・偵 察: Command, Control, Communications, Computers, Intelligence, Surveillance and Reconnaissance.

)米議会は2004会計年度 に、地中貫徹型の核兵器の研 究のため、低出力(5キロト ン以下)の核兵器研究を禁ず る条項を廃止もしくは修正す る法案を上・下院でそれぞれ 可決した。

兵器とその運搬手段の撃破

遠隔で接近が困難、不可能な地域に対する戦力の投射・維持と、接近が困難、不可 能な脅威の撃破

持続的な監視、追跡、陸海空の兵力の複合を通じたすべての目標に対する迅速で大 規模な精密攻撃による敵の聖域の否定

情報技術の活用による統合されたC⁴ISR→の構築

攻撃に耐えうる情報システムの確保と情報作戦の遂行

宇宙システムの能力と生存性、支援基盤の向上

このような目標の下、米国は、C4ISR、統合作戦、緊急展開能力、長距離での戦力投 射能力、ステルス性、精密誘導兵器、地中貫徹爆弾)、無人機、ミサイル防衛、NBC対 処、テロ対処などを重視している。

キ 核戦略

NPRでは、ロシアとの相互確証破壊という観点から核戦力を決定するのを止め、米国 と同盟国・友好国の安全保障上、必要最低限の水準の核戦力を維持することとするとと もに、今後は、核戦力のみならず、通常戦力と防衛システム(ミサイル防衛)を含めた 新たな抑止力が必要であるとしている。そのため、抑止態勢を、 大陸間弾道ミサイル 潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM) 戦略爆撃機という冷戦時代の3本柱 (ICBM)から、今後、 核戦力と通常戦力からなる攻撃能力、 防衛システム、 国防基盤とい う新たな3本柱に移行するとしている。新たな3本柱は、ミサイル防衛や通常戦力(特 に先進的な兵器)も重視することにより、核兵器への依存を低下させるとともに、大量 破壊兵器が拡散している中での抑止力の向上を図っている。

ク ミサイル防衛

新たな3本柱の1つである防衛システムの一部と位置付けられたミサイル防衛につい ては、ブッシュ政権は、大量破壊兵器や弾道ミサイルが拡散する中で、ならず者国家や テロリストによる弾道ミサイル攻撃から米国本土、海外展開米軍、同盟国・友好国を防 衛するため、積極的に開発を進めている。地上配備型のみならず、海上配備型、空中配 備型、宇宙配備型も検討し、あらゆる射程の弾道ミサイルを、上昇(ブースト)段階、 中間飛翔(ミッドコース)段階、終末(ターミナル)段階の各段階で迎撃する多層的シ



米国のミサイル防衛実験

ステムを目指しており、可能なものから早期に配備 することとしている。さらにブッシュ大統領は、昨 年12月17日に、04(同16)年から05(同17)年にか けて、初期的なミサイル防衛システムを配備するこ とを決定した。05(同17)年までに完成を目指す内 容には、長距離ミサイルをそのミッドコース段階で 迎撃する地上配備型迎撃ミサイルを最大20基、短中 距離ミサイルをミッドコース段階で迎撃するイージ ス艦搭載型の海上配備型迎撃システムを最大20基配 備することのほか、短中距離ミサイルをターミナル 段階で迎撃する空輸可能なペトリオットPAC - 3シ ステムの配備〉、さらには陸上、海上及び宇宙配備の センサシステムの能力向上・利用が含まれている。 (01(平成13 年)(Department of Defense) また、決定にあわせて、米国が英国とデンマークに

) 2004年度予算案におい ては、ペトリオットPAC-3 システム108基が計上されて いる。

対して両国に配備されている早期警戒レーダの改良につき要請したところ、本年2月に 英国は受諾した。

ケ 2004年度予算案

2004年度国防予算案は、特定の地域的な危険よりもテロなどの21世紀の脅威に対応するために必要な能力に焦点を絞るというブッシュ政権の新たな国防戦略を完全に反映した最初の予算案であり、国防省は「明日の挑戦に備えつつ、今日の脅威に対抗する」というテーマを掲げ、全世界的なテロとの闘いにおける勝利(生物・化学兵器検知装置、個人防護装備など) 質の高い人員と部隊の維持(福利厚生、予備役への支援、運用維持など) 米軍と国防体制の変革(特殊作戦軍の拡充、ミサイル防衛、衛星通信など)に重点を置き、対前年度で152億ドル、約4.2%増の3,799億ドルを計上している。

(2)軍事態勢

ア 核戦力

米国は、第1次戦略兵器削減条約(START)に基づく戦略核兵器の削減を、同条約 Strategic Arms Reduction Treaty の定める期限である01(同13)年12月までに完了した。現在の米国の戦略核戦力は、ICBM550基、弾道ミサイル搭載原子力潜水艦(SSBN)18隻、SLBM432基、戦略爆撃機 Ballistic Missile Submarine Nuclear-Powered 115機、核弾頭数5,927発)となっている。核弾頭数を今後10年で1,700~2,200発に削減することとしている。

) 米国務省ファクトシート (2002.10.1) などによる。

イ 通常戦力

前述のように、米国は、核戦力への依存を低下させ、通常戦力、特に先進的な兵器を 重視していくこととしている。

陸上戦力は、陸軍10個師団約48万人、海兵隊3個師団約17万人を擁し、米国のほかドイツ(陸軍2個師団)、韓国(陸軍1個師団)、日本(海兵隊1個師団)などに戦力を前方展開している。陸軍は、01(同13)年11月に発表したオブジェクティブフォース構想を10(同22)年までに実現することを目標としているが、その間の暫定的実験兵力として、重部隊並みの戦闘力を有しつつも、装備重量を減らして部隊展開能力を強化した新たな旅団規模の戦闘チーム(「暫定旅団」)の創設に着手しており、米国内と海外に配備することを検討している。さらに、戦力の効率的発揮のためのデジタル化を推進している。。海兵隊は、海上からの作戦機動能力の向上を推進している。また、テロとの闘いのため、化学、生物兵器への対応能力を含む特定の海兵隊の能力を統合して第4海兵機動展開旅団、が編成されている。

海上戦力は、艦艇約990隻(うち潜水艦約70隻)約548万トンの勢力を擁し、大西洋に第2艦隊、地中海に第6艦隊、ペルシャ湾に第5艦隊、東太平洋に第3艦隊、西太平洋及びインド洋に第7艦隊を展開しているが、グアムの攻撃型潜水艦の母港化や、西太平洋における空母のプレゼンスの増加によって前方プレゼンスを強化することとしている。

航空戦力は、空軍、海軍と海兵隊を合わせて作戦機約3,670機を擁し、空母艦載機を洋上に展開するほか、ドイツ、英国、日本や韓国に戦術航空戦力の一部を前方展開している。 F-16戦闘機などの改良、F/A-18E/F戦闘機の調達、新型戦闘機(F-22、統合攻撃戦闘機(JSF))の開発などや、旧式化したB-1爆撃機の3分の1を削減することにより航空戦力の近代化を図り、また、機内に搭載できるよう兵器をより小型化し、これを使用することにより1回出撃あたりの攻撃可能目標数の増加などを図っている。さらに、アフガニスタンやイラクにおいて威力を発揮した無人機や精密誘導兵器の開発・調達を引き続き積極的に進めている。

)第4歩兵師団がデジタル 化されている。

)ノースカロライナ州キャ ンプ・レジューン

遠隔地に部隊を展開する機動戦力についても、C-17輸送機の調達、KC-135空中 給油機の改良などの輸送能力の向上を図るとともに、各戦域における装備の事前集積に 努めている。

また、テロとの闘いや、イラクにおける軍事作戦で大きな役割を果たしている特殊作 戦部隊の充実に努めており、特殊作戦軍の拡充や、特殊部隊輸送能力付与のための原子 力潜水艦の改造などを実施することとしている。

(3)米露の戦略的関係

ロシアとの間では、テロとの闘いにおける協力などを通じて、関係が進展し、01(同 13)年11月の米露首脳会談において発表された「新たな米露関係に関する共同声明」は、 両国は、「冷戦の遺産を乗り越え」、「いずれの国も他方を敵や脅威と見なさない。」とし、 米露が新たな協力・信頼関係にあることを明確にした。

弾道ミサイル防衛を推進する米国は、01(同13)年12月、もはや米露間に敵対関係は 存在しないとし、一方で、対弾道ミサイル・システム制限(ABM)条約は、ならず者国 家などによるミサイル攻撃から国民を守る手段の開発を阻害していると主張して、ABM 条約からの脱退をロシアに通告し、昨年6月に正式に脱退したが、これに対し、ロシア は、米国のABM条約脱退の決定は誤りであるとはしたものの、ロシアの安全保障上の脅 威とはならないと受け止めている。

米露両国は、昨年5月24日、戦略核兵器削減に関する条約(通称「モスクワ条約」)に 署名した。モスクワ条約は、両国は12(同24)年12月31日までに核弾頭数を1,700~2,200 発に削減することとし、核戦力の構成と構造は各国がこの上限内で独自に決定するもの と規定している)。また、同時に署名された共同宣言では、米露の新たな戦略的関係を 再確認した上で、テロとの闘い、大量破壊兵器の拡散の阻止、エネルギーなど、様々な 分野での協力をうたっている。

昨年から本年にかけてイラクに対する武力行使を巡り、米露間での意見の対立も見ら れたが、上述のような新たな関係の構築に向けての両国間の流れに変わりはなく、モス クワ条約は本年3月に米上院で、5月にロシア上下院で批准・承認され、本年6月の米 露首脳会談における批准書の交換を経て発効した。同会談においては、両国間のテロと の闘い、大量破壊兵器の脅威への対処などにおける協力についても確認している。

2 その他の主要国の国防政策

ロシア

(1)全般

ソ連崩壊によって誕生したロシアでは、国民の多くの期待にもかかわらず、混乱と混 迷の状況に陥った。そこで国民は「強い国家」こそが秩序と安定をもたらすと主張する プーチン候補を大統領として選択した。

2000(平成12)年5月に就任したプーチン大統領は、自由、繁栄、豊かさ、強さ、文 明を国家目標として、ロシアの国益を追求する外交を推進し、各国と活発な首脳外交を 行っている。また、98(同10)年に金融危機に陥ったロシア経済は、99(同11)年以降 主要輸出品目である原油などの国際市場価格の値上がりなどにより、回復基調を維持し ている→。しかし、依然として、国民全体の生活水準は十分ではなく、これを解決する ため、経済の構造改革などの政策を進めている。

)2002(平成14)年の 経済成長率は4%であった。

) モスクワ条約第1条。

24 | 平成15年版 日本の防衛

(2)国防政策

ア 安全保障政策と国防政策

ロシアの安全保障全般の方針と原則に関する規定としては、00(同12)年1月に改定っされた「ロシア連邦国家安全保障コンセプト」(新コンセプト)がある。新コンセプトにおいては、現在の世界情勢では、ロシアをはじめとする国々による多極的な世界の形成を推進する趨勢と、米国をリーダーとする西側諸国による支配を確立しようとする趨勢という互いに相容れない2つの趨勢が発生しているとしている。また、ロシアは国際社会における大国の1つであり、その国益の実現は安定した経済発展を基盤としてのみ可能であるとした上で、独立、主権と領土の防護、侵略の防止などを軍事的な国益としている。これに対する国内外の脅威として、国際テロ、国連などの役割を低下させようとする動き、北大西洋条約機構(NATO)の東方拡大、多極化世界の中心の1つとしてのNorth Atlantic Treaty Organization ロシアの弱体化を図る試み、独立国家共同体(CIS)統合プロセスを弱体化させる動き、ロシアに対する領土要求などを指摘している。さらに、西側諸国におけるハイテク技術を使用した兵器の増大がロシア軍の危機的状況とあいまって、ロシアの安全保障の弱体化につながっているとしている。このような認識の下、あらゆる規模の侵略を未然に防止するため、抑止を実現するための措置を講じ、そのために核戦力を保有するとしている。

この新コンセプトの下、ロシア国防政策の基本理念に関する規定としては、同年4月に策定された「ロシア連邦軍事ドクトリン」(新ドクトリン)がある。この新ドクトリンにおいては、現代の政治・軍事情勢では核戦争を含む大規模戦争発生の危険性は低減しているとともに、直接侵略の脅威は核抑止力のため低減しているが、潜在的な国内外の脅威は存続しており、一部の分野ではむしろ増大する傾向にあるとしている。こうした認識の下、侵略の抑止、戦争・武力紛争の未然防止、国際安全保障と全面的平和の維持を国防の目的と位置付け、このために核保有国の地位を保持するとしている。核兵器については、核兵器などが使用された場合のみならず、ロシアの国家的安全にとって重大な状況下での通常兵器による大規模侵攻に対する報復などのため、使用する権利を留保するとしている。また、連邦軍などのほかに軍需産業の一部を国家の軍事組織として位置付けるとともに、軍の機構、編成と兵員数をロシアの経済力を考慮に入れて発展させるとしている。このような軍の主要任務として、平素からの防衛・警備態勢の構築、ロシアと同盟国への侵略の撃退、テロ対策や治安維持、平和維持・回復活動を規定している。なお、昨年10月に発生したモスクワ市劇場占拠事件を受けてプーチン大統領は、新たな国家安全保障コンセプトの策定を国防相らに指示している。

イ チェチェン問題

ロシアでは、99(同11)年、チェチェン武装勢力のダゲスタン共和国への侵入などを契機とし、ロシア軍 がこの武装勢力に対して武力行使を行ってきている。00(同12)年3月には、チェチェン共和国の大半を制圧したものの、一部地域で武力衝突が続き、その中で01(同13)年11月、紛争開始後初めて、ロシア政府とチェチェン側の会談が行われた。昨年4月には年次教書演説でプーチン大統領は、「既に軍事的段階は終了」との認識を示したが、昨年8月にはチェチェン武装勢力がグルジア領内パンキシ渓谷に潜伏しているとして、ロシア軍が越境空爆を行ったとされている 。以後、パンキシ渓谷に存在するチェチェン武装勢力の掃討を巡り、ロシアとグルジアの関係は緊張し、プーチン大統領は昨年9月、パンキシ渓谷に自衛のための越境攻撃を示唆するまでに至った。

)1997(平成9)年に策定された「ロシア連邦国家安全保障コンセブト」を00(同12)年1月に改定した。これは、NATO拡大、ユーゴ連邦共和国への空爆、NATOのいわゆる「新戦略概念」の発表やロシア内外でのイスラム過激派の台頭などの情勢変化上のが応するためになされたまの

) この紛争に投入されているロシア軍には、常時即応部隊が含まれていると伝えられている。

) グルジアは、ロシアが越 境空爆を行ったと主張してい るが、ロシアはこれを否定し た。 このような中、チェチェン武装勢力によるモスクワ市劇場占拠事件が昨年10月に発生し、人質120名以上が犠牲となった。プーチン大統領は直ちにテロリスト対策を重視した新たな国家安全保障コンセプト策定を命ずるとともに、チェチェン共和国における武装勢力掃討作戦を徹底し、CIS、NATOなどとの対テロ協力を推進している。これに加えて、チェチェン共和国内では、政治的安定を目指した共和国憲法草案を巡る国民投票が本年3月に行われ、同憲法は承認された。さらに、本年3月に入り、チェチェン共和国に展開している兵力の削減が開始され、一部の軍人がすでに引き揚げた。

ロシアはチェチェン復興施策を具体化しているが、パンキシ渓谷に存在する勢力を含めチェチェン武装勢力は、完全に排除されておらず、依然予断を許さない状況にある。 ウ 軍改革

ロシアでは、ソ連崩壊後の軍再編は全般的に遅れていたが、97(同9)年および01 (同13)年に軍改革に関する大統領令が署名され、兵員の削減と軍種の統合などの軍機構 の改編、装備などの軍の近代化、即応態勢の立て直しなどが進められてきている。機構 面では、3軍種制への移行により、軍種である戦略ロケット軍の改編に伴う戦略ロケッ ト軍と宇宙軍の兵科としての再編 〉、地上軍の整備のためには独立した司令部による統 一した指揮が必要なことなどから参謀本部地ト軍総局の廃止と地ト軍総司令部の復活 ? 空軍と防空軍の統合、地上軍航空隊の空軍への移管 〉、ザバイカル軍管区とシベリア軍 管区、沿ボルガ軍管区とウラル軍管区の統合などが行われ、一定の進展が見られる。兵 員については、05(同17)年末までに100万人までの削減が予定されている一方で、軍人 の質的向上を図り練度の高い軍を維持するために軍人を徴兵ではなく契約により採用し ようとする契約勤務制度の導入の検討が開始されたる。このように、国内外の脅威に対 処するため、これまで後回しにされてきた即応態勢の立て直しも進められている。さら に、新装備の導入・開発のために本年度には対前年度比30%増の国防発注が計上される ことなどから、本年度の国防予算では対前年度比約20%の予算増加が決定されている。 しかし、経済は現在比較的好調ではあるものの、軍改革に必要な資金が軍に充分に割り 当てられるかどうか定かでないとの指摘もあり、軍の効率化・近代化や即応態勢の立て 直しを含めた軍改革の課題達成には今後とも困難が伴うものと考えられる。

エ 独立国家共同体(CIS)との関係

ロシアは、経済、国防、安全保障などの自国の死活的利益がCISの領内に集中しているとし、グルジア、モルドバ、アルメニアとタジキスタンにロシア単独の部隊やロシア軍がその大多数を占めるCIS平和維持部隊を派遣し、また、CIS諸国との間で共同防空システム協定や国境共同警備条約を結ぶなど、軍事的統合を進めてきたか。なお、99(同11)年末には、ロシアと緊密な関係を維持してきたベラルーシとの統一国家設立を目指した「連合国家創設条約」に調印している。

中央アジア・コーカサス地域においてはイスラム武装勢力の活動の活発化に伴い、タジキスタン、カザフスタン、キルギスなどとこの地域におけるテロ対策を中心とした軍事協力を進め、01(同13)年5月、同地域における合同緊急展開部隊を創設うした。同年9月、米国同時多発テロが発生し、米国などのアフガニスタンへの軍事行動が開始されると、ロシアは、チェチェンや中央アジア地域などのイスラム武装勢力を支援しているとみられているアフガニスタンの国際テロ組織を壊滅させることは自国にとっても望ましいことであるとして、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン及びグルジアにおける米軍の駐留や援助などを容認した。その一方で、昨年12月には、CIS合同緊急展開部

)1997(平成9)年の大 統領令により、 同年末までに 宇宙飛翔体の打ち上げ及び完 成を担当する宇宙軍とABM を運用する防空軍のロケッ ト・宇宙防衛部隊を、ICBM を運用する軍種である戦略口 ケット軍へ統合。しかし、昨 年の大統領令により、同年5 月末までに、戦略ロケット軍 内の(旧)宇宙軍と(旧)口 ケット・宇宙防衛部隊のコン ポーネントを統合して、兵科 としての(新)戦略ロケット 軍に再編。これにより、ロシ ア軍は地上軍、海軍、空軍の 3軍種、戦略ロケット軍、宇 宙軍、空挺部隊の3独立兵科 の体制に移行した。

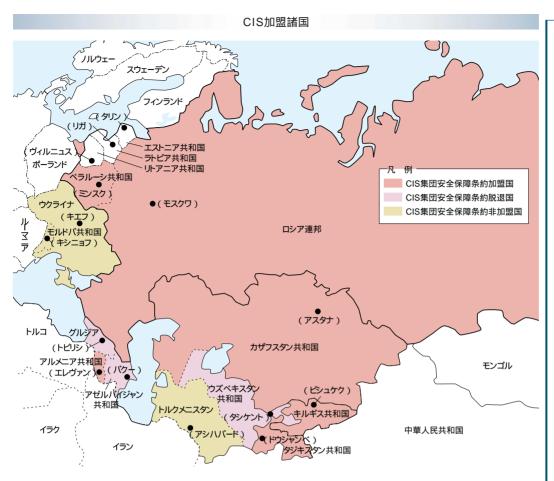
) 1998 (平成10) 年に 地上軍総司令部を廃止し、参 謀本部地上軍総局を創設した が、昨年12月、これを廃止 し、地上軍総司令部を復活。

) 本年1月1日、地上軍航空部隊の80以上の各種部隊など及び2万5,000名以上の 人員が航空兵科として空軍隷下に編入された。

)2001(平成13)年11 月、契約勤務制への段階的な 移行に関する安全保障会議の 提案に大統領が署名し、昨年 9月には契約勤務制移行のた めの実験がブスコフ第76空本 挺師団で始まった。これは結 果を踏まえて契約勤務制への 移行に関するプログラムが 04(同16)年6月までに作 成される予定。

)CIS諸国の一部には、ロシアとの距離を置こうとする動きも見られ、グルジア、ウクライナ、ウズベキスタン、アゼルバイジャン、モルドバで形成するGUUAM諸国(こならの国々の頭文字)は、安全保障や経済面でロシアへの依存度低下を目指し、欧米志向の政策路線をとっている。

)2001(平成13)年8月、 ロシア、カザフスタン、キル ギス及びタジキスタンが同部 隊を編成。



隊を強化するためとして自国の航空部隊をキルギスに展開することが決定された 。また、グルジアとの関係では、前述のとおり、ロシアはチェチェン武装勢力へのグルジアの対処に満足しておらず、両国関係は不安定な状態にある 。

オ NATOとの関係

ロシアは、旧ソ連諸国と中東欧諸国のNATOへの新規加盟については、自国の安全保 障に対する懸念などから反対姿勢を維持する一方、97(同9)年には、NATOとの協力 関係を規定する「基本文書」に署名した。この「基本文書」⇒に基づき、ロシア・ NATO常設合同理事会が随時開催されるなど、ロシアとNATOの関係は強化されつつあ ったが、98(同10)年の米英によるイラク空爆や99(同11)年3月から開始された NATOのユーゴ連邦共和国への空爆により、ロシア・NATO間に軋轢が生じた。しかし、 同年7月には、中断されていた理事会を再開し、00(同12)年2月に続き、01(同13) 年2月と11月にもNATO事務総長が訪露) するなど、関係改善が図られている。米国同 時多発テロ発生後、ロシアはこれを契機としてNATOとの新たな協力関係を構築しよう とする動きを見せ、01(同13)年12月のNATO外相理事会において、NATOとロシアの 20か国による共同行動を追求するためのメカニズムとしてNATO・ロシア理事会を設置 することが合意され、昨年5月ローマで開催されたNATO・ロシア首脳会議で設置が決 定された〉。この理事会においては合意の原則に基づく運用がされることとなっており、 また、NATOとロシアは、NATO・ロシア理事会の枠組において、共通の関心分野にお いて対等なパートナーとして行動することとなった 〉。プーチン大統領は、「ロシアは、 NATO拡大は必要に迫られたものではないとの考えに立脚している。」とのNATO拡大に 対する慎重な見解を示す一方、「NATOの改革が進むに従い、もしもその活動がロシアの

)昨年11月20日、CIS集団安全保障条約加盟国国防相会議(モスクワ)で緊急展開部隊の強化が決定され、同年12月初め、同部隊の本部が置かれているキルギスの首部とシケクにロシアは航空部隊を派遣した。さらに、本年4月、アカエフ・キルギス大統領は、キルギスにロシア空軍基地が本年7月に設置されると発言。

)本節2(P25)参照。

)NATOとロシアの相互関係の核心となる協議、協力、共同意思決定及び共同行動の目標とメカニズムを規定。同文書においてNATOが新規加盟国に核民器を配備したとが確認されたことなどにより、NATO拡大の道が開かれたと考えられる。

) 2001 (平成13) 年2月 の訪露時には、広報のための NATO情報事務所がモスクワ に開設された。

)これにより、従来の NATO・ロシア常設合同理事 会は廃止された。

)共通の関心分野として、 テロとの関い、 危機管理、 大量破壊兵器とその運搬の 不拡散、 軍備管理・信頼醸成措置、 戦域ミサイル防衛、 海洋における捜索・救助、 軍相互の協力及び防衛改革、 民間緊急事態への対応、 新たな脅威と課題の9項目 が示されている。

) 2001 (平成13) 年12 月 プーチン大統領は、「武 器輸出はロシアの対外政策 国家安全保障及び経済発展に とって重要」と述べている。 昨年の武器輸出総額は48億 ドルであった。

) 1996 (平成8) 年には、 旧ソ連時代の借款の未返済部 分の償還手段として韓国にT-80U戦車などを輸出した。

) 昨年12月には、同国内 における原子力発電所の建設 協力に関する協定に署名し た。

) モスクワ条約は、本年3 月6日に米上院で、5月14日 にロシア下院で批准された。 イワノフ外相はロシア下院で の批准を受け、「米露戦略攻 撃兵力削減条約は、 ロシアの 安全保障の利益に奉仕する。」 と指摘した。また、プーチン 大統領は、「条約は核不拡散 体制の強化に対して現実的な 貢献をもたらす。」と指摘し

)昨年6月のカナナスキ ス・サミットでは大量破壊兵 器拡散阻止のためとして、口 シアの化学兵器廃棄、退役原 潜の解体、核分裂物質の処分 などの支援のため、G8が今 後10年間で200億ドルを上 限とする拠出を決定。

国益に合致するものとなるなら、ロシアはNATOとの関係を深化させる。」と述べた。 力 武器輸出

ロシアの武器輸出については、近年、その輸出額が大幅に増加している ?。その目的 として、00(同12)年4月の「軍事ドクトリン」の 中では、軍事産業基盤の維持、経済的利益のほかに、 政治的影響力の確保といった外交政策への寄与も挙 げられている。また、自国の安全保障上の影響も考 慮して輸出品目を決定しているとされている。中国 にキロ級潜水艦、ソブレメンヌイ級ミサイル駆逐艦 やSu-27及びSu-30戦闘機などを、マレーシア にMiG-29戦闘機を、インドにキロ級潜水艦、 MiG-29、Su-30戦闘機などを、ベトナムに Su-27戦闘機を、ミャンマーにMiG-29戦闘機 を輸出している)。また、ロシアは01(同13)年4月 に北朝鮮との軍事技術協力に関する政府間合意に、同 年10月にイランとの軍事技術協力協定に調印した。 なお、旧ソ連各国から核兵器などの大量破壊兵器に 関連する物資や技術などが流出する可能性が国際的 に懸念されている。

(3)軍事態勢

ア 核戦力

戦略核戦力については、ロシアは、戦略核ミサイルの削減を徐々に進め、戦略爆撃機 Tu-160ブラックジャックの生産も停止したと考えられるが、依然として米国よりも 多くの大陸間弾道ミサイル(ICBM)と潜水艦発射弾道ミサイル(SLBM)を保有してお り、さらに、旧式ICBMの耐久年数を延長している。しかし、新型弾道ミサイル搭載原子 力潜水艦(SSBN)の建造は当初の計画から大幅に遅延していると考えられる。

前述したモスクワ条約は、米露両国の議会で批准され、本年6月に行われた米露首脳 会談後に批准書の交換が行われ、正式に発効した。これにより今後米露両国は12(同24) 年12月31日までに核弾頭を1,700~2,200発まで削減することになる。ロシアは、この条約 を国際社会の戦略的安定の促進に資すると共に、軍縮分野に多大な貢献をもたらすとし ている⟩。今後は、費用問題も含め、核兵器の廃棄プログラムが順調に進展していくか どうかが注目されるう。

一方、昨年6月に米国がABM条約の脱退の成立を宣言したことを受けて、ロシアは第 2次戦略兵器削減条約(START)の無効を宣言し、多弾頭核ミサイルの廃棄を中止す るなど、対抗手段を講じることを明らかにした。

非戦略核戦力については、ロシアは、射程500km以上の地上発射型中距離ミサイルを 中距離核戦力(INF)条約に基づき91(同3)年までに廃棄したが、短距離地対地ミサ イル、中距離爆撃機、攻撃型原子力潜水艦、海上(水中)・空中発射巡航ミサイルなど 多岐にわたる戦力を依然として保有している。なお、艦艇に配備されている戦術核につ いては、92(同4)年に、米国と同様に各艦隊から撤去し、陸上格納庫に保管したこと を明らかにしている。

また、ロシア軍においては、通常戦力の量的削減が続いている一方で、その近代化も、

必ずしも進んでいない状況にある。このようなことから、新コンセプト・新ドクトリンで核兵器の使用が詳述されているように、安全保障上通常戦力に比して核戦力を重視しており、核戦力部隊の即応態勢の維持に努めているものと考えられる。

イ 通常戦力など

通常戦力については、90(同2)年以降、量的に縮小傾向が見られ始め、この傾向は 現在も続いているが、一方で、限られた資源を優先的に一部の部隊に投入し、その即応 態勢の維持に努めようとする動きがみられる。

しかし、依然として続く厳しい財政事情に加え、軍人の生活環境の悪化や軍の規律の 弛緩、徴兵忌避などによる充足率の低下なども問題となっており、旧ソ連時代のような 軍の活動水準を維持していくことは困難 つであると考えられる。海外におけるロシア軍 の駐留についても、01(同13)年10月、冷戦時代には東南アジア地域におけるプレゼンスの強化のための重要な軍事拠点であったベトナムのカムラン湾にある基地からの部隊 の撤退とキューバにある軍事施設の撤去が決定され、キューバ基地については01(同13)年12月に撤収が完了し、カムラン湾基地からも昨年5月に撤収が完了した。

ロシアは軍改革を進めている過程にあり、軍改革の課題を達成するためには、資源を 優先的に投入していくことが必要である。経済は、現在比較的好調な状態にあるが、今 後ロシア軍に対して資源を充分に配分することが可能であるかは明らかでない。

ロシア軍の将来像については、ロシア国内の不透明な政治・経済情勢や軍改革の動向とあいまって必ずしも明確でなく、今後の動向について引き続き注目していく必要がある。しかしながら、見通し得る将来において、ロシア軍が冷戦時代のような規模・態勢に戻る可能性は低いと考えられる。

欧州主要国

欧州では、冷戦終結後、旧東西両陣営の間で大規模な紛争が生起する危険は遠のいた。これに伴い、旧東西両陣営に属した国々の間では欧州通常戦力(CFE)条約のようなロシアを含む新たな多国間の軍備管理・軍縮の枠組が構築された。一方、ワルシャワ条約機構(WPO)の解体により、いわば安全保障上の空白地帯となっている中東欧地域におWarsaw Pact Organization ける地域紛争の発生など、欧州は新たな安全保障上の問題に直面している。こうした事態に直面した欧州諸国は、既存の安全保障の枠組を強化・拡大して地域の安定を図るとともに、冷戦期の大規模な侵略への対応を主眼とした軍事力の再編・合理化を各々進め、紛争予防・危機管理などの軍事力の新しい役割も踏まえた、多様な事態への対応能力を確保するための努力を行っている。

- (1)安全保障の枠組の強化・拡大
- ア 紛争予防・危機管理・平和維持機能の強化

(ア) NATOの動向

冷戦後、NATOは、旧ユーゴ地域における紛争に対し、和平履行部隊(IFOR)(95 mplementation Force (同7)~96(同8)年)や安定化部隊(SFOR)を派遣するなど、紛争予防や平和維持に大きな役割を果たしてきた。こうした変化を踏まえ、99(同11)年には、いわゆる新戦略概念(同盟の戦略概念)を採択し、加盟国への武力攻撃に対する集団防衛に加えて紛争予防や危機管理、平和維持などの任務を追加した。また、新たな任務の増加や加盟国の戦力削減などに対応していくため、NATOは指揮系統の簡素化・柔軟化、NATO即応部隊(NRF)創設合意による即応能力の強化などを行いつつある。

)師団と旅団の一部が「常時即応部隊」(装備と人員の充足率が極めて高く、十分に訓練され、即応態勢を維持している部隊)に指定され、これ以外の部隊は、装備は十分に備えているが、人員充足率は極めて低いとみられている。

)2000(平成12)年8月、 バレンツ海で、北洋艦隊の原 子力潜水艦「クルスク」の沈 没事故が発生した。01(同 13)年10月には、艦首を除 き、船体が引き上げられた。 調査の結果、搭載していた魚 雷に欠陥があり、この魚雷の 爆発が原因である公算が大き いとすると共に、何年にもわ たり緊急ブイの信号装置など の緊急救助装置を始動させず に航行しているなど北洋艦隊 司令部や「クルスク」の乗組 員に安全航行のための義務違 反があったとされている。

-)和平履行部隊 (IFOR) (1995(平成7)~96(同8)年)や安定化・部隊 (SFOR)がポスニア・ヘルツェゴビナに派遣され、また、99(同11)年には、国際ソポに派遣されている。マケドニアでは、NATOは01(同13)年以降、武装解除(武器回収)や和平合意の履行を監督する要員警護のための作戦を展開してきた。
-)非5条任務の地理的範囲 については加盟国間で考え方 の相違がある。米英は広範な 地域を念頭におき、一方、仏 独は限定的な解釈をしている と指摘されている。NATOの 意思決定はコンセンサス方式 であり、その行動には全加盟 国の同意が必要。
-)統合軍事機構の下に置かれた司令部の数を65から20にすることなどが決定され、本年までに移行を完了するとしている。NATOは、欧州も合軍を作戦連合軍と改部門も公とで、NATO唯一の作戦部司へとし、その下に統合戦力司、大西洋連合軍を変革連合軍と改、作戦任務に携わらず、米統合軍司令部とことなどを編成を第連、大改合軍司令部とことなどを定した。

)テロとの闘いのために出動した米部隊の代替、テロ攻撃に関する情報交換、各国の米軍関係施設の警備強化、米軍への可能な支援、領空通過、軍港・軍用空港の使用、AWACS・艦隊の派遣など。

) 北大西洋条約第4条に基づく協議。

) フランスが参加していな い防衛計画委員会において決 定された。

)WEUは西欧の共同防衛を目的に1954(昭和29)年に設立された。常備部隊は備えていない。英、独、仏など10か国が参加。

)政治・安全保障委員会、 軍事委員会及び幕僚部。 2000(平成12)年3月に発足し、同年末に正式 に発足。なお、WEUは、大幅に縮小されながらも集団的 防衛任務を維持し存続すると しているが、軍事参謀部の活理 動を終了するなど、危機管理 の主体としては消滅。

)NATO欧州加盟国の NATOに対する貢献度の増大 と、NATOが関与しない場合 における欧州独自の対処能力 の確保を目的とする構想。

) 1998 (平成10)年の サンマロ宣言で、EUが信頼 に足る軍事力に支えられた自 立した行動力を保持すること に英仏が合意した。 また、実任務を通じて明らかになった米欧間の軍事能力格差を踏まえ、昨年11月には対CBR(化学・生物・放射線兵器)能力の向上などを求めた「プラハ能力コミットメント」(PCC)を合意するなど、軍事能力格差の縮小への努力の動きが見られる。

01(同13)年9月に発生した米国における同時多発テロに際して、NATOは迅速に対応した。集団的自衛権について定めた北大西洋条約第5条の適用対象となることを史上初めて決定して、米国の要請に基づき具体的な支援策 を発表し、常設艦隊を東地中海に派遣するなど、米軍の行動を支援している。

一方、イラクへの対応をめぐっては、武力攻撃を主張する米国に同調する英国、スペインなどと、武力行使は国連決議に則って行うべきだとするフランス、ドイツなどの 2

つに分かれてNATO加盟国の中でも意見の相違が生じた。この相違は、本年1月に、米国が、イラク攻撃後に予想されるイラクによるトルコ攻撃から同国を防衛するための支援をNATOに要請したうことで、より深まった。米国からの要請については、同年2月、支援をトルコ防衛に限定し、かつこれをイラク攻撃準備としないことを条件にNATO内っで合意がなされたが、イラクへの対応そのものについてはその後

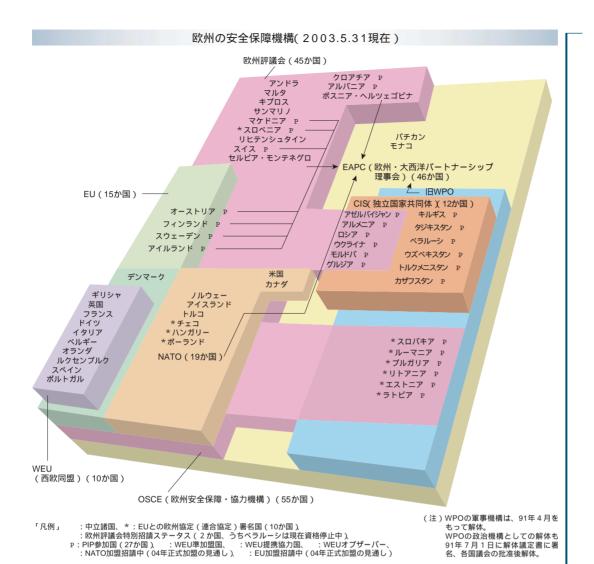
も意見の相違は解消されないまま推移した。イラク復興支援への関与をめぐっては、安保理決議第1483号はドイツ・フランスを含むほぼ全会一致で採択されているが、その後も顕著な改善には至っていない。

(イ)WEU・EUなどの動向

欧州では冷戦後の新たな安全保障課題にかんがみて西欧同盟(WEU))の再活性化がWestern European Union 図られ、92(同4)年のペータースベルク宣言により、WEUには人道援助・救援、平和維持と危機管理の任務が追加された(ペータースベルク任務)。しかし、WEUは00(同12)年11月のマルセイユ理事会において参謀部などを欧州連合(EU)に移管することを決定し、ペータースベルク任務を中心とする欧州独自の防衛の焦点はEUに移りつつある)。(ウ)NATOとEUの関係

欧州諸国では、紛争予防・危機管理・平和維持の分野において主体的に対応できるよう、独自の安全保障の枠組を構築する試みがなされている。欧州諸国のこうした動きに対して、当初はNATOの意義の低下に懸念を抱いた米国が態度を軟化させ、むしろこうした動きを歓迎するようになったことを受けて、NATOは、94(同6)年、WEUを軸とする欧州安全保障・防衛アイデンティティ(ESDI)構想、ESDIを推進するためにEuropean Security and Defense Identity NATOの資産と能力をWEU主導の作戦に提供することや平和維持活動などの任務を効果的に行うための共同統合任務部隊(CJTF)構想を推進することを確認した。96(同8)年の外相理事会と国防相理事会ではCJTFを了承し、WEUとの細部手続を経て、00(同12)年2月にはNATOとWEUの合同指揮所演習が初めて行われた。

EUにおいても、対米同盟関係を重視し欧州独自の防衛力の保持に懐疑的な姿勢を示していた英国が欧州独自の防衛力に積極的な姿勢に政策を転換した → ことにより加盟国の足並みが揃ったことから、99(同11)年、ヘルシンキ欧州理事会において、NATOが関



与しない場合にEU主導の軍事作戦を行うためにEUが独自の軍事能力を保有することを 決定した 3.01(同13)年12月に開催されたラーケン欧州理事会においては、EUがいく つかの危機管理作戦を遂行する能力を有するに至ったことが表明された。

このようにEU内部での軍事能力の保有への動きが進展し、欧州の主体性強化の焦点がWEUからEUへ移行したことを踏まえ、NATOはEUとの間で協力と調整に必要な枠組の整備を図りつつある。その一環として、EUは、これまでNATOが行ってきたマケドニアにおける和平合意の履行を監督する要員警護のための作戦(アライド・ハーモニー作戦)を引き継いで、本年3月より、EUとしては初の軍人を派遣した平和維持活動(コンコルディア作戦)を開始した。

このように米国を含むNATOの能力に大きく依存しながらEUの自律的な安全保障政策が模索されてきたが、イラクに対する軍事作戦の前後には米国とドイツ・フランスなどの欧州諸国との認識の違いが浮き彫りになった。そうした中、本年4月にはフランス・ドイツなど欧州4か国がEUの防衛力強化のためNATOの能力に依存することなく作戦立案・指揮が可能な中核的機関の創設を提唱し、EUの独自性を強める動きをみせたことから、米国や英国などの反発を招いた。さらには軍改革の進む状況や防衛費を取り巻く財政事情も多様であり、欧州各国が今後足並みを揃えて必要な能力を確保・維持できるのかが課題となっている。また、米国やトルコなどEUに加盟していないNATO加盟国とEUに加盟している欧州のNATO加盟国との関係をいかに調整しNATOとEUの政策の

)加盟各国などが合計で兵員10万人以上(予備役を含む)作戦機約400機、組制し、2003(平成15)年までに紛争防止や危機管理などの規模の部隊を60日以内に展開し、最低1年間は維持できるを襲奪を整備することとなっている。

)政治・安全保障委員会、 軍事委員会及び幕僚部。 2000(平成12)年3月に暫 定的に発足し、同年末に正式 に発足。

) EUとしては、文民警察 などを既にボスニア・ヘルツ ェゴビナに派遣している。

)昨年12月20日のNATO プレスリリースによると、 2002年度のNATO諸国の国 防 費 総 額 (推 計) は 522,213百万ドルであり、 米国の国防費350,857百万 ドルがそのうち約67%を占 めている。)昨年10月、EU首脳会議 は本年の創設を目指すEU緊 急展開戦力について、トルコ などEU非加盟のNATO加盟 国6か国の関与を認めるEU・ NATO間の合意案を採択し、同年12月、EUとNATOの合 同会議で正式調印された。

)信頼醸成や相互運用性の 確保などを目的にNATOと中 東欧諸国が個別に協力協定を 締結

)新規加盟国は、軍隊の文 民統制の確立、民族問題や国 境問題の平和的解決などの主 要な原則を加盟に際し受け入 れるべきとされた。

)1999(平成11)年にポーランド、チェコ、ハンガリーが加盟。来年5月にはルーマニア、スロベニア、エストニア、リアニア、ラドビア、ブルガリア、スロバキアの7か国が加盟の予定。

)本節2(p27)参照。

)ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、スストニア、ラトピア、リトアニア、マルタ、キプロス共和国の10か国。ルーマは2007(平成19)年の加盟を目標とする方針も改めて04(同16)年12月のEU首脳会に加盟条件を満たしていると判断されれば加盟を開始するとしている。

整合性を確保するのか、さらに、ロシアなど欧州情勢に影響を及ぼし得る域外の国家との関係をいかに調整していくかなどの課題が残されている。

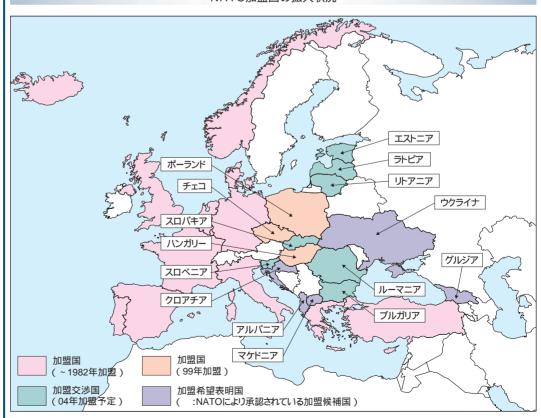
イ 安全保障の枠組の地理的拡大による安定の確保

いわば安全保障上の空白地帯となった中東欧地域に対しては、既存の安全保障の枠組を拡大して安定を確保することが試みられている。NATOは94(同8)年に「平和のためのパートナーシップ」(PfP)を採択し、これに基づき平和維持活動や難民問題対処などに関する演習が行われている。

NATO加盟国の拡大については、95(同7)年の大使級理事会において「NATO拡大に関する研究」が承認され、NATO拡大の目標と新規加盟国が受け入れるべき原則が提示されたう。ロシアはNATO拡大に一貫して反対の姿勢を貫いてきたが、97(同9)年にNATOとロシアの協力関係を規定する「基本文書」が署名されたことは、一定の拡大を事実上容認する形となり、99(同11)年には加盟国の拡大が行われ(第1次拡大)昨年11月にはさらに7か国の加盟招請が決定された(第2次拡大)う。なお、NATOとロシアの関係は、01(同13)年9月の米国における同時多発テロ以降、安全保障に関する共通の課題に対処するために新たな関係を構築する動きをみせ、昨年5月にローマで開催されたNATO・ロシア首脳会議でNATO・ロシア理事会を設置することが決定されたう。

また、EUも98(同10)年春から中東欧諸国などの新規加盟交渉を開始しており、昨年12月、バルト三国など10か国の来年5月の加盟が決定された。なお、EUでは、将来の加盟国の拡大に備えたアムステルダム条約(EU基本条約)が99(同11)年に発効し、これを改正したニース条約が01(同13)年2月に調印され、本年2月に発効した。これらの条約を通じ意思決定の迅速化・効率化などが図られている。

NATO加盟国の拡大状況



(2) 多様な事態への対応能力を確保するための各国の努力

各国は、多様な事態への対応を念頭に、軍隊の任務について総じて治安維持などの自国の防衛以外の任務を重視する傾向にあり、防衛力の整備においても、NATOなどにおける役割を考慮しつつ、部隊展開のための輸送能力強化などに努めてきている。

ア 英国

英国は、現在、98(同10)年の「戦略防衛見直し」(SDR)を防衛政策の基礎としてい Strategic Defense Review る。

軍隊の任務は、 平時の治安維持(テロ対処支援) 海外領土の保全、 軍備管理・ 交流などの「防衛外交」 より広範な国益の確保に対する支援し、 平和支援・人道援 NATO域外の地域紛争・危機対処、 NATO地域での侵攻対処、 助、 NATOへの戦 略的攻撃対処とされている。その上で、展開、共同対処、各強度の紛争へのバランスの とれた対処、最新技術や戦闘の趨勢を踏まえた近代化を重視しつつ、湾岸戦争のような 1つの大規模の事態、又はボスニアのような2つの中規模事態に同時に対処できる戦力 を備えるとしている。具体的には、核戦力の削減(核弾頭を最大300発から200発以下へ) 統合戦闘能力の強化(緊急展開部隊の創設、海・空軍固定翼部隊の統合運用、統合ヘリ コプターコマンドや統合陸・空軍防空組織の編成など)、NBC防護などの改善、能力の向 上(陸軍兵力の増員、空母・新型戦闘機・ミサイルなどの取得)や軍人の処遇改善を図 るとしており、現在までに逐次達成されている。

01(同13)年の米国における同時多発テロを踏まえ、英国は、国際テロへの対処という新たな課題に対する方針及び能力について再検討することとし、昨年7月、国外でのテロリスト対処や本土防衛及び治安維持能力の強化などのための新たな対策の必要性を強調し、必要な分野に資源を投入すべきとした「戦略防衛見直しへの新たな1章」を発表した。

イ ドイツ

ドイツは、90(同2)年の統一以来、兵力の削減に努めてきたが、シュレーダー政権 は、兵力がなお過剰であり、任務遂行と近代化に支障をきたしているとの観点から検討 を行い、00(同12)年6月に新たな改革計画を決定した。軍隊の任務は「領空・領海監 視などの主権擁護、 重要施設などの防護支援、 救難・居留民退避、 信頼醸成など、 災害救援活動とされ、戦略輸送能力、指揮・統 防衛、 危機管理、 制・通信・情報を重視しつつ、戦車などの大型兵器を削減するが、スタンドオフ・精密 交戦能力を改善し、NATOやEUにおけるドイツの役割に見合う軍事能力を備えるとして いる。具体的には、1つの大規模作戦(最大5万人の兵力が関与)又は2つの中規模作 戦(それぞれ最大1万人の兵力が関与)などに投入される即応部隊とこれを支える基礎 軍事組織など約28万人の兵力 ○を保有するとし、兵役期間の短縮などを図るものの徴兵 制は維持することとされた。

この改革を行うためには、余剰人員の削減に伴う退職金などの一時的増大や処遇改善のため人件費の増大が見込まれるが、一方、近代化に必要な投資的経費も確保する必要がある。このため、移行期の防衛費のあり方については、02(同14)年から06(同18)年における防衛予算の上限額を236億ユーロにすることとされた。

なお、本年5月、シュトルック国防相は新たに「防衛政策指針」を発表した。同ガイドラインは、ドイツの領土に対する従来型の脅威は消滅したものの、テロや大量破壊兵器の拡散など新たな脅威が広がっているという認識の下、国連やNATO、EUの枠組の中

)5か国(英、オーストラリア、ニュージーランド、マレーシア及びシンガポール)防衛取極への貢献、重要訓練への参加、輸出支援とされて

)ドイツは即応部隊(15 万人)と基礎軍事組織 (10.8万人)を常備兵力とカ ウントし、在職中に教育・研 修を受ける軍人の定数(2.2 万人)をその枠外としている。) フランス軍には、地方の 一般警察事務も担当する軍官 警察隊(国家憲兵隊)が設け られている。

)志願制の下、陸・海・ 空・軍官警察隊(国家憲兵隊) 全体で44万人(事務官など を含む。)を維持することや、 装備の近代化により、同盟国 との相互運用能力を確保する こと、EU緊急展開戦力のなの 強化を図ること、国内治安維 持のために軍官警察を強化。 ま兵隊)などを決定している。

) 1990 (平成2)年に署 名したNATOとWPO加盟国。

)ゾーン3:ドイツ、ベルギー、オランダ、ルクセンブルク、ポーランド、チェコスロバキア、ハンガリー。ゾーン2:ゾーン3に加え、デンマーク、イタリア、フランス、英国、ソ連(沿バルト、キエフ軍管区)、ゾーン1:ゾーン3、2に加え、ポルトガル、スペイン、ソ連(ウラル山脈以西など)

)偶発的な軍事衝突を防ぐと共に、国家間の信頼を醸成するとの見地から、軍事情報の公開や一定の軍事行動の規制、軍事交流などを進める努力が行われている。これは、一般的に信頼醸成措置と呼ばれている。

で行う紛争予防・危機管理を連邦軍の任務の重点として位置付けている。また、防衛能力もそれに適合するよう、 指揮・統制、 情報収集・偵察、 機動性、 効果的関与、 支援・持続性、 残存性・防御といった能力強化のために、資源を重点配分していくとしている。

ウ フランス

フランスは、現在、シラク大統領が96(同8)年に発表した15(同27)年までのフランス軍の近代化計画を防衛政策の基礎としている。軍隊の任務は、 死活的国益の防衛、欧州と地中海地域の安保・防衛への貢献、 平和と国際法の尊重への貢献、 公共の秩序維持っとされ、統合作戦、戦略機動、情報などを重視しつつ、95(同7)年には約50万人であった総兵力を将来的には35万人に削減し、核抑止、紛争予防、海外への戦力展開や国土防衛(テロ対処など)に対応できる戦力を備えるとしている。

97(同9)年から02(同14)年を対象とした防衛力整備計画の終了を受けて、01(同13)年7月、03(同15)年から08(同20)年までの計画を閣議決定したがり、昨年5月のシラク大統領の再選及び保革共存政権の解消を受けて、計画の見直しを決定し、同年9月に改めて閣議決定を行い、本年1月に議会承認された。

現計画においては、欧州共通の防衛体制の実現に配意し、軍の専門職化の強化と変化する任務に適した新世代の装備の導入を基本方針としており、旧計画と比較すると、2 隻目の空母建造、戦略原子力潜水艦の調達増、ルクレール戦車の調達増、装備関係費増 (約800億ユーロ 約880億ユーロへ)など新型装備の一層の拡充が盛り込まれている。

(3)欧州における安定化のための努力

ア 軍備管理・軍縮

90(同2)年にNATOとWPOの加盟国で署名し、92(同4)年に発効したCFE条約は、東西両陣営間の通常戦力分野におけるはじめての軍備管理・軍縮に関する合意であった。この条約は、戦車、装甲戦闘車両、火砲、戦闘機と攻撃ヘリの5つの区分の兵器について、東西両グループ)の保有の上限を定め、保有上限を超える兵器の削減を、破壊又は民生転用などの方法で行うこととしていた。

CFE条約は、95(同7)年までに約6万の各種兵器が削減されるという成果を得た。しかし、ロシアは、ソ連の崩壊により、ロシアの南北の側翼部(バルト三国に近いレニングラード軍管区とチェチェン共和国を含む北カフカス軍管区)で保有できる戦力が極めて少なくなった上、チェチェン進攻後の兵力移転などに伴い、側翼部での戦力削減が困難になったことを理由として、これらの地域での装備保有上限の修正を求め、97(同9)年よりCFE条約の見直しが開始された。同年、交渉の基礎となる合意文書が採択され、これまでのグループごとの上限とゾーン)ごとの上限に代えて、国ごとの装備保有上限と各国領域ごとの装備保有上限(国ごとの上限に領域内の外国駐留軍を加えたもの)を導入すること、条約対象地域の保有装備総数の削減を目指すことなどが合意され、99(同11)年、イスタンブールで開催されたOSCE首脳会議において、加盟30か国により調印された。なお、ロシアの南部の側翼部(チェチェン共和国を含む北カフカス軍管区)における暫定的な装備数の上限増加要求は、ロシアがチェチェン紛争を解決し次第装備数を削減することなどを約束したことをもって他の加盟国から合意を得ている。

イ 信頼醸成措置(CBM) ⁾

Confidence Building Measures

欧州においては、89(同元)年から信頼・安全醸成措置(CSBM)交渉が行われてき Confidence and Security-Building Measures たが、92(同4)年の欧州安全保障協力会議(CSCE)全体会議において、軍事情報の年 次交換、一定規模以上の演習などの通報・査察・制限などを内容とする「ウィーン文書 1992」が採択された % 99 (同11)年、主要兵器・装備システムが使われなくなった場合の通報、交流に関する情報提供、演習実施に関する砲・装甲戦闘車などの数的制限、査察報告の期限や地域的な信頼醸成のため多国間・二国間などの自主的な同意に基づく信頼醸成措置の実施などを追加した「ウィーン文書1999」が採択された。

また、92(同4)年に25か国により署名された、相互の査察飛行により、締約国の軍事活動の公開性と透明性を増進させるとともに、軍備管理の検証手段を補足するオープン・スカイズ条約が、昨年1月に発効した。査察対象地域は、締約国の主権下にある領土であり、締約国が自国領土以外に有する在外基地は含まない。査察飛行〉は、定められた種類のセンサーを装備した非武装の航空機により、査察国が策定し被査察国が了承した飛行計画に従って行われる。査察飛行により収集されたデータは、すべての締約国が入手できる。本条約は、発効後6か月以降に、欧州以外の諸国が条約に加入する可能性を認めている。本年2月現在、締約国は28か国である。

) 1994 (平成6)年には、同文書における通報・査察の対象となる軍事活動の範囲の拡大、各国の防衛計画などに関する透明性の向上や軍事関係者の接触の増大に関する規定を追加した「ウィーン文書1994」が採択されている。

)条約の発効以前から、米 露を含む一部署名国間で査察 試験飛行が行われていた。

3 国際連合などによる国際社会の安定化のための努力

国連平和維持活動 (PKO)

Peace-keeping Operations

国連は、第二次世界大戦末期、当時の連合国を中心として戦後の国際の平和と安全の維持のために設立された。しかしながら、国連設立後、東西対立が激化したこともあり、 国連憲章に規定された平和維持の制度は必ずしも十分に機能しなかった。

冷戦の終結により、東西対立の時代に比して、主要国間の協調が図られるようになり、 国連が国際の平和と安全を維持する事例も増加した。

(1)冷戦後の国連平和維持活動

国連平和維持活動は、伝統的には、停戦の合意が成立した後に、停戦監視などを中心として、紛争の再発を防止することを主たる目的として行われてきた。このような活動を行う中で、紛争当事者間で停戦の合意があること、紛争当事者の受け入れ同意があること、中立性を保つこと、武器の使用は自衛の場合に限ることなどの原則が慣行として確立した。

冷戦の終結により、地域紛争の処理や予防に関して、安保理を中心とする国連の役割に対する期待が高まるとともに、国際社会が対応を迫られる紛争の多くが国家間の紛争から一国内における紛争へと変わった結果、国連による平和維持活動の任務は、武装解除の監視、選挙や行政監視、難民帰還などの人道支援など、文民の活動を含む幅広い分野にわたるようになり、活動の規模も拡大した。また、国連憲章第7章の下で、武装解除などに関し強制措置をとり得るとされる活動や、紛争を未然に防止する目的を持った活動も行われるようになった〉。

しかし、複雑な背景を有する紛争について、主要国の利害関係や思惑が錯綜している場合には、対応策については必ずしも合意が形成されない例が見られることも同時に明らかになってきている。さらに、国連平和維持活動について、与えられる任務に必要な要員や機材を確保できるかといった問題も抱えている。

国連及び関係国は、こうした多様な活動の経験を踏まえ、PKOの効果的な実施のための方策について議論を行ってきた。2000(平成12)年8月には、国連平和活動検討パネルが、紛争予防、平和維持、平和構築からなる一連の平和活動を国連がより効率的、実

) 国連カンボジア暫定機構 (UNTAC)や国連モザンビー ク活動(ONUMOZ)は、軍事 部門及び文民部門に及ぶ様々 な機能を成功させて活動を終 了した。一方、強制行動を行 う権限を与えられた第2次国 連ソマリア活動(UNOSOM)は所期の目的を達成する ことなく撤収した。また、ボ スニア・ヘルツェゴビナのス レブレニツァやルワンダで は、国連が関与したにもかか わらず、国際社会が十分な対 応をしなかったため、民族浄 化や、市民の大量殺害を防ぐ ことができなかった。国連は、 現在も国連東ティモール支援 団 (UNMISET) などの大規 模かつ多機能なPKOを運営し ている。一方で、いわゆる伝 統的なPKOも引き続き重要な 役割を果たしている。2000 (平成12)年に設立された国 連エチオピア·エリトリア·ミ ッション(UNMEE)は、 国間の停戦合意の監視などを 任務とするPKOである。

国連平和維持活動が行われている地域(2003.5.31現在) - 国連コソボ暫定行政ミッション 国連グルジア監視団 国連イラク・クウェート監視団 - 国連インド・パキスタン軍事監視団 国連東ティモール 支援団 国連西サハラ住民投票監視団 国連キプロス平和維持隊 国連シエラレオネ・ミッション 国連レバグン暫定隊 国連コンゴ民主共和国ミッション 国連兵力引き離し監視隊 (ゴラン高原) 国連休戦監視機構

) いわゆるブラヒミ報告書 の主要な勧告の項目は次のと おりである。 紛争予防、 平和構築、 PKOの原則と戦 PKOの任務と安保理と の関係、 緊急展開と待機制 度、情報収集・分析能力強 後方支援拡充と本部に よる支援能力の強化。

)2000(平成12)年に 93ポストの増員が認められ、 翌年にはさらに91ポストの 増員が認められた。

)わが国は、2番目の締約 国として1995(平成7)年 にこの条約を締結した

効的に行えるよう、様々な角度から勧告する報告書を公表したり。報告書の勧告には、 要員派遣国との協力強化を図る協議、国連平和維持活動局(国連PKO局)の人員増強 > な どが含まれていた。これらを受けて、安保理などで審議が行われ、PKOの迅速な展開を可 能にするための国連待機制度に本年2月現在で75か国が参加するなどの成果が現れてい

(エジプト・ヨルダン・ レバノン・イスラエルなど)

なお、本年4月末現在、国連平和維持活動の要員は、約3万7,000人となっている。 (2)国連要員の安全確保

国連平和維持活動における国連要員の犠牲者数は、強制措置を伴う第2次国連ソマリ ア活動(UNOSOM)や国連防護隊(UNPROFOR)などの活動が行われていた93(同 5)年をピークに減少している。しかし、本年4月末までの犠牲者は1,817人に達し、国 連平和維持活動などに携わる要員の早急な安全確保が望まれている。94(同6)年には、 「国際連合要員及び関連要員の安全に関する条約」が採択され、各締約国に対し、国連要 員などに対する殺人、攻撃、誘拐などの行為を犯罪とすること、一定の場合に当該犯罪 についての裁判権を設定すること、一定の場合に当該犯罪を引渡犯罪とすることなどを 義務付けた。98(同10)年には、この条約の発効に必要な22か国が締結し、99(同11) 年に発効しているう。

軍備管理・軍縮

国連エチオピア・エリトリア・ミッション

近年、一部の国においては、大量破壊兵器や弾道ミサイルなどの運搬手段を含む兵器 の取得や開発が顕著な形で進められている。大量破壊兵器やその運搬手段の移転・拡散 が新たな脅威として懸念されており、このような兵器の移転・拡散問題への対応は、国 際社会の抱える緊急の課題となっている。国連などにおいては、軍備管理・軍縮に関す る様々な努力がなされている。現在、移転・拡散の防止のため、各種の不拡散体制を強化・拡充して、大量破壊兵器などの移転・拡散を防止する努力が行われているほか、通常兵器や関連汎用品・技術に関する輸出管理が行われている。

(1)大量破壊兵器・ミサイル

ア 核兵器

核兵器の拡散防止に関しては、核不拡散条約(NPT)と原子力の平和利用の促進と軍事目的への転用防止のために設立された機関である国際原子力機関(IAEA)の保障措置を中核とする不拡散体制が存在するほか、わが国を含む40か国が参加する原子力供給国グループ(NSG))により、原子力専用品及び原子力汎用品並びにその関連技術の輸出管理が行われている。NPTについては、95(同7)年のNPT運用検討・延長会議において、無期限延長が決定されるとともに、包括的核実験禁止条約(CTBT)が発効するまで核兵器国は核実験実施を最大限自制することが合意された。さらに、00(同12)年5月、NPT運用検討会議が開催され、明確な期限があるわけではないが、核兵器全面廃絶についての核兵器国の明確な約束などを含む最終文書を採択した。NPTには、92(同4)年に中国とフランスが加入し、98(同10)年には、ブラジルも加入するなど、締約国数は188か国(昨年11月末現在)となっているが、イスラエル、インド、パキスタンなど未締結の国も存在する。

核実験の禁止に関しては、96(同8)年、CTBTが国連総会において圧倒的な賛成多数により採択された。同年、CTBT機関(CTBTO)準備委員会が発足し、国際監視制度の整備などを進め、条約発効に向けた体制作りが始まった。01(同13)年11月にはCTBT発効促進会議が開催され、条約の早期発効のために各国に署名・批准を呼びかけ、核実験モラトリアム(一時休止)〉を要請するなどの最終宣言を採択した。本年5月末現在、署名は167か国、批准は日本、英国、フランス、ロシアを含め、100か国である。条約の発効にその署名・批准が必要とされる国のうち、インド、パキスタン、北朝鮮が未署名であり、米国が批准に反対と方針を転換する〉など、現在、速やかな条約発効の見通しは立っていない。

イ 生物・化学兵器

化学兵器については、これを全面的に禁止するとともに、その検証措置を規定した「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」(化学兵器禁止条約(CWC))の署名式が93(同5)年に行われ、97(同9)年にわが国を含む原締約でLembical Weapons Convention 国87か国により発効し、本年3月現在、151か国が締約国となっている。CWCは化学兵器の開発、生産、取得、貯蔵、保有、移譲、使用を禁止し、その廃棄を義務付けることにより化学兵器の廃絶を目指すものである。

生物兵器については、現行の「細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び 貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」(生物兵器禁止条約(BWC))が75(昭和50)年に 発効し、本年5月現在、150か国が締約国となっている。BWCは生物兵器及び毒素兵器 の開発・生産・貯蔵などを包括的に禁止するものである。この条約では、検証措置など が規定されていないことから、BWC強化のための検証議定書を作成する交渉が95(平成 7)年から続けられてきたが、01(同13)年7月に米国が、検討されている検証措置に は問題があるとしたため議定書の作成は一時中断りした。その後、米国の主張を踏まえ た議長提案がなされたことと、日本をはじめとする西側諸国が合意形成に努力したこと から、昨年11月、BWCを強化するための今後の作業計画が全会一致で合意された。この

)核兵器開発に使用されう る資機材・技術の輸出管理を 通じて核兵器の拡散を阻止す ることを目的とし、昨年12 月現在40か国で構成される 輸出管理レジーム。

)地下核実験を含むあらゆる「核兵器の実験的爆発及び他の核爆発」を禁止する条約。

) 米国、中国、インド、パ キスタンは、核実験モラトリ アムを宣言している。

)ブッシュ政権は、CTBT について、検証体制及び兵器の維持の点から欠陥があるとしている(1999(平成11)年に上院において批准を否決)。01(同13)年1月の日米外相会談の際にも、パウエル国務長官は上記の理由で疑義を持っていると述べた。

)米国は、BWCを支持しているが、検証議定書案でることが難しく、また安全保障とどが危険にさらされるに検証を明止する。また、2001(同13)年11月には、条約をいて、勝敗に強化のも必要ではないとしている。また、2001(同13)年11月には、条約をではない代替として、条約として、条約として、第2位で満に罰則を課すため各となど、条約をでは、独自のBWC強化のをといる。

)条約強化の5分野とは、 条約の禁止事項を実施す るための国内措置(刑罰法規 の策定含む) 病原菌・毒 素の安全管理・監視体制を確 立するための国内措置 生 物兵器の使用の疑惑及び疑義 のある疾病の発生に対処し. 調査・被害の緩和を行うため の国際的対応能力の強化。 咸染症の監視・探知・診断に 対処するための国内・国際的 努力の強化、 科学者のため の行動規範」を指す。

)搭載能力500kg以上、 射程300km以上のミサイル や関連する機材・技術は、原 則的に輸出が禁止される。こ れに該当しなくても、大量破 壊兵器の運搬に使用される懸 念がある場合には、輸出が制

) 旧共産圏に対する戦略物 資及び技術の輸出規制を目的 とした輸出規制委員会。 1949(昭和24)年設立、 94(平成6)年解消。

)2001(平成13)年12 月、テロリストによる通常兵 器及び汎用品・技術の取得の 防止に努めることが、ワッセ ー・アレンジメントの細目 を定める基本文書に明記され

) 外見上は無害であるが、 近寄ったり触れたりすると突 然機能する、殺傷を目的とす る装置.

)物質の化学反応による火 炎や高熱により、火災を生じ させたり、人に火傷を負わせ たりすることを目的とする武 器。

)2001(平成13)年12 月、条約の適用範囲を国際紛 争に加えて内乱などにも拡大 するため、条約を改正するこ とが決定された。

)1996(平成8)年10月、 対人地雷の禁止に関するカナ ダ主催の国際会議で始まった 多国間交渉のことで、97 (同9)年12月の対人地雷禁 止(オタワ)条約調印へ至っ 作業計画により、締約国は、条約の強化に関する5分野 > について順次検討し、実効的 な措置を打ち出すこととなった。

このほか、生物・化学兵器の原材料・製造設備・関連技術の輸出規制を行っているオ ーストラリア・グループ (AG)に、わが国を含む33か国と欧州委員会が参加している。 ウ ミサイル

ミサイルや関連する機材・技術の不拡散については、わが国を含む33か国が参加する ミサイル技術管理レジーム(MTCR)により、ミサイル関連機材・技術の輸出管理が行Missile Technology Control Regime われている 2。92(同4)年には、規制対象を、核兵器のみならず生物・化学兵器を含 むすべての大量破壊兵器の運搬手段として使用可能なミサイルにまで拡大することが合 意された。

しかし、98(同10)年に北朝鮮が弾道ミサイル発射を行ったほか、近年、インド、パ キスタン、イランがミサイル発射実験を行うなど、MTCRによる輸出管理を中心とする 取組のみでは、ミサイルの自主的開発を抑制することが極めて困難であることなどが課 題となっている。このため国際社会において弾道ミサイルの拡散防止のための普遍的な ルール作りに向けた議論が行われた結果、昨年11月、弾道ミサイルに関する開発などの 自制、弾道ミサイル政策などに関する年次報告及び発射などの事前通報といった信頼醸 成措置などを定めた「弾道ミサイルの拡散に立ち向かうための国際行動規範」(ICOC) が発足した。

ICOCは北朝鮮、中国、イラン、イラクなどの弾道ミサイル開発国が参加しておらず、 また、条約などではなく、政治的合意であるために法的拘束力はないものの、大量破壊 兵器の運搬手段である弾道ミサイルの拡散を防止する国際的枠組に先進国だけでなく途 上国も加わっている点で意義がある。

(2)通常兵器

通常兵器の移転・拡散については、次のような取組が行われてきている。

まず、わが国などが中心となって国連に提案した通常兵器の移転登録制度(国連軍備 登録制度)が92(同4)年に発足し、93(同5)年から登録が開始されている。本年3 月末現在、116か国が00(同12)年分の登録を行っている。

また、冷戦終結に伴い、94(同6)年に撤廃された対共産圏輸出規制委員会 (COCOM)→に代わる新しい輸出管理体制について、93(同5)年から交渉が行われて きたが、96(同8)年、設立総会が開催され、ワッセナー・アレンジメント(WA)が 正式発足した。このアレンジメントは、あらかじめ特定の地域を対象とすることなく、 通常兵器及び機微な汎用品・技術の移転に関する透明性の増大や、より責任ある管理を 実現することにより、地域の安定を損なうおそれのある通常兵器及び関連汎用品・技術 の過度の移転と蓄積を防止することを目的としている?。設立当初から協議に参加して いた日本、米国、ロシア、欧州諸国など28か国をはじめ、参加国は本年4月末現在で33 か国となっている。

通常兵器の使用などに関しては、従来、地雷、ブービートラップ→や焼 夷兵器→など の使用の態様などを制限する特定通常兵器使用禁止・制限条約(CCW) うがある。この うち、対人地雷については、96(同8)年ごろからオタワ・プロセス→の場などで対人 地雷の全面禁止に向けた取組が行われており、97(同9)年には、対人地雷禁止条約と して採択され、99(同11)年に発効した。米国、ロシア、中国などが未締結であるもの の、これまでにわが国を含む134か国が締結している。

また、近年、頻発している紛争の主要武器である小型武器(自動小銃など)は、紛争を激化・長期化させ、一般市民を含む被害者を出していること、紛争終了後も当該地域に残され、このため治安を不安定にし、復興開発を妨げる要因となっていることから、国連を中心に非合法取引の規制や過剰蓄積の削減の方途につき検討が行われており、わが国は主導国の一つとなっている。

さらに、民間旅客機に対するテロの脅威が現実のものとなっている今日、携帯式地対空防衛システム(MANPADS)の拡散も大きな脅威として指摘されている。

4 軍事科学技術の動向

近年、インターネットや携帯電話の普及に代表されるように、情報通信技術(IT)の 大幅な進歩に伴い、経済、社会、ライフスタイルなど、多くの分野において革命とも呼 ぶべき大きな変化が引き起こされている。特に、情報のデジタル化とネットワーク化に よる情報利用が進んでおり、デジタル化された情報は配布や加工、再利用などが容易で あり、またそれらを自動的に処理することもできるため、ネットワーク上で様々なサー ビスをリアルタイムに提供することが可能になってきている。このことは軍事分野にお いても例外ではなく、米国を始めとする先進諸国では、IT革命に端を発する変革が戦闘 力などの飛躍的向上を実現し得ると考え、軍事における革命(RMA)に関する各種研究 及び施策が継続して実施されている。特に、米国においては、軍の変革 (Transformation)の方向性として、ネットワーク中心の戦い(Network Centric Warfare)を重視している。ネットワーク中心の戦いでは、偵察衛星や無人機(UAV) などを中心とする情報収集システムを駆使して収集された敵部隊などに関する情報は、 ネットワークを通じて共有され、遠隔地の司令部からであってもネットワークを通じて 極めて短時間に指揮・統制を行い、目標に対して迅速・正確かつ柔軟に攻撃力を指向す ることが可能となる。これは、戦場空間における戦場認識能力のさらなる優位を獲得す るとともに、より効率的な戦力運用を目指すものである。他方、メディアの発達により 戦闘様相や被害状況がリアルタイムで世界中に報道されることが可能となったことに加 えて、戦闘などにおける人員の死傷が社会的に大きなインパクトを与える傾向になりつ つあり、一般市民や味方兵員の死傷などをより局限することが求められている。こうし た社会趨勢に対応するためにも軍事目標に限定した精密で効果的な攻撃が求められてお り、米国を代表とするハイテク型軍隊を擁する国々は、兵器の破壊力の向上に加え、精 密誘導技術やC⁴ISR →を含む情報関連技術、並びに無人化技術(無人機など)関連の研 究開発を重視している。2001(平成13)年10月に米国防省から公表された「4年毎の国

防計画の見直し」(QDR)においても、 情報技術や精密誘導技術の急速な進歩 について言及されている。

最近の軍事科学技術の進歩は、民生技術の発展にも負うところが大きい。 現有装備品の性能向上や新たな装備品の開発を行うに当たっては、民生技術が積極的に活用されている。特に、IT 関連民生技術の各種装備品などへの技



精密誘導技術を取り入れた兵器「JDAM」〔U.S.A.F〕

)2001(平成13)年7月 の国連小型武器会議におい て、小型武器の非合法取引の 規制や回収・破壊のための国 際協力などを盛り込んだ「最 終文書(行動計画)」が採択 された。

)昨年11月28日、ケニアのモンパサにおいて、約270人の乗員・乗客の乗ったイスラエルの民間航空機が旧ソ連製の携帯型地対空ミサイルのた。携帯型ミサイルは安価で1人でも取り扱えるうえに、それが民間航空機に対して使用された場合には人的損害が大きくなるという特徴を持っている。

)指揮・統制・通信・コンピュータ・情報・監視・偵察: Command, Control, Communications, Computers, Intelligence, Surveillance and Reconnaissance。

)こうしたことを背景に、 各種兵器の技術動向としては、 C⁴ISRの高度化、 様々なタイプの無人機などの 開発、 誘導武器の長射程化、 命中精度・破壊能力の向上 ステルス化、 火砲の長射程 化、弾薬の高威力化・知能化 (効率的に目標を撃破するため、弾薬自身が目標検知、正な め、弾薬自身が目標検知、弾道標定、あるいは軌道修正なと)

航空機のステルス性・高機 動性の向上(低速・高速にお ける急旋回や高仰角飛行など の高い運動性能を有するこ と)、超音速巡航能力の実現 (アフターバーナによる推力 なしで、超音速で巡航できる こと)、多目的化(同一の機 体で、要撃、制空、対艦・対 地攻撃などのうち複数の任務 を遂行できること) 装備 の省人化・無人化(ロボット 化)・低コスト化、 のステルス化、防空能力の向 潜水艦の静粛性・潜航 時間の向上などが進展してい

)情報技術を使いこなせる 人と使いこなせない人とに間 に生じる経済的・社会的格差 のこと。



C4ISRを駆使した遠隔地からの指令・攻撃機「プレデター」 (U.S.A.F)

術波及が拡大している。これらの各種 先端技術分野において米国は大きく先 行しているが、同時に同盟国との間で 軍事能力の格差が、あたかも軍事分野 におけるデジタルデバイド→という形 で進展しており、共同作戦を実施する 際の制約となる可能性が指摘されてい

一方、ハイテク型軍隊を保有するこ とが技術的、経済的に困難な国におい

ては、先進国に対しても有利な戦い方を行い得る兵器などの研究・開発もしくは取得を 重視していくものと考えられる。つまり、このような相対的に低費用で開発・取得可能 であり、在来型の戦力以外で相手の腕、弱性を衝くことができる非対称的な攻撃手段、 すなわち、核兵器、化学兵器及び生物兵器といった大量破壊兵器、弾道ミサイル、テロ 攻撃、サイバー攻撃などに重点的に取り組む傾向にあると考えられる。

今後の見通しとしては、米国を中心とする先進諸国は引き続き先端的な軍事科学技術 をさらに高度化させていくであろう。特に、米国は、圧倒的な技術力を背景として、開 発途上国はもとより、欧州の同盟諸国の追随すら許さない軍事科学技術レベルを維持し ていくものと考えられる。一方で、非対称的な攻撃手段が世界的に拡散していく可能性 に対して、こうした非対称的な脅威に対抗するための先端技術に関する研究開発も重要 なものとして認識されつつある。QDRにおいても、米軍が圧倒的優位にある通常戦力分 野以外で米国に挑戦する非対称脅威が強調されている。また、昨年11月のNATO首脳会 合で採択されたプラハ宣言などでも、化学、生物、放射線(CBR)剤を含むテロ攻撃、 核・生物・化学兵器による攻撃、サイバー攻撃、弾道ミサイルなどの非対称な脅威への 対応について重視しており、また、こうした分野における加盟国間の能力格差を縮小す るための取組が強調されている。